

「住宅用」

火災警報器 PRハンドブック

～火災を防ぐ「あたりまえ」を地域に！～

ダイジェスト版

監修＝総務省消防庁



火災警報器はどうして設置するの？

～法制度化とその背景～

◎どの住宅にも必ず火災警報器の設置が必要です。

これまで日本では、大規模な共同住宅など一部の住宅だけ設置が義務化されていました。ですからクラブ員のなかにも「もう部屋に火災警報器はついています」という方もいるかもしれません。ですが、戸建住宅や小さなアパートでは、ほとんど取り付けられていないのが現状です。

2004年6月に消防法が変わり、市町村の条例で火災警報器の設置場所（少なくとも寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも設置が必要となります。）などが決められます。

また、新築住宅は2006年6月1日から義務となり、既存の住宅についてもみんなの住んでいる市町村条例にしたがって設置の義務付けられる時期が決まります。これからはどの家にも火災警報器の設置が必要です。

火災警報器はどんなもの？

～種類とそのしくみ～

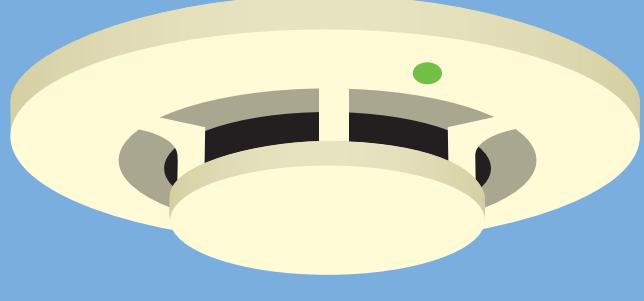
◎どんな火災警報器があるの？

火災警報器ってどんなものなのでしょうか？

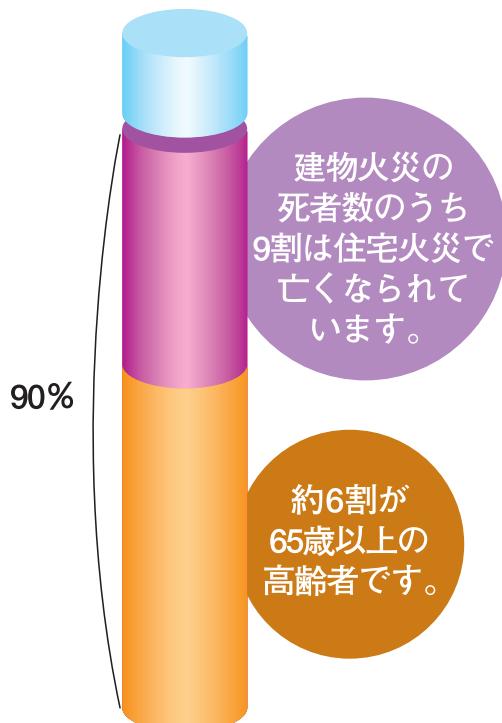
現在市販されている火災警報器は、大きく分けると「煙」に反応するタイプ（煙式）と「熱」に反応するタイプ（熱式）の2種類があります。

また煙式には光電式とイオン式があります。設置される場合は、煙式（光電式）のもの（台所のコンロ付近は熱式のもの）がよいでしょう。

煙式



熱式



火災警報器の取り付け方は? お手入れば?

～設置とメンテナンス～

家のどこに取り付けねばいいの?

火災警報器の基本的な取り付け場所は、少なくとも寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも設置が必要とされています。
(寝室が1階の場合は、1階階段や廊下への設置義務はありません。)

取り付け位置は原則として天井または壁に設置、階段も同様に取り付けます。

まず寝室として使用する部屋、避難経路となる廊下や階段に設置し、必要に応じて他の部屋にも設置すると、さらに安心です。



注意

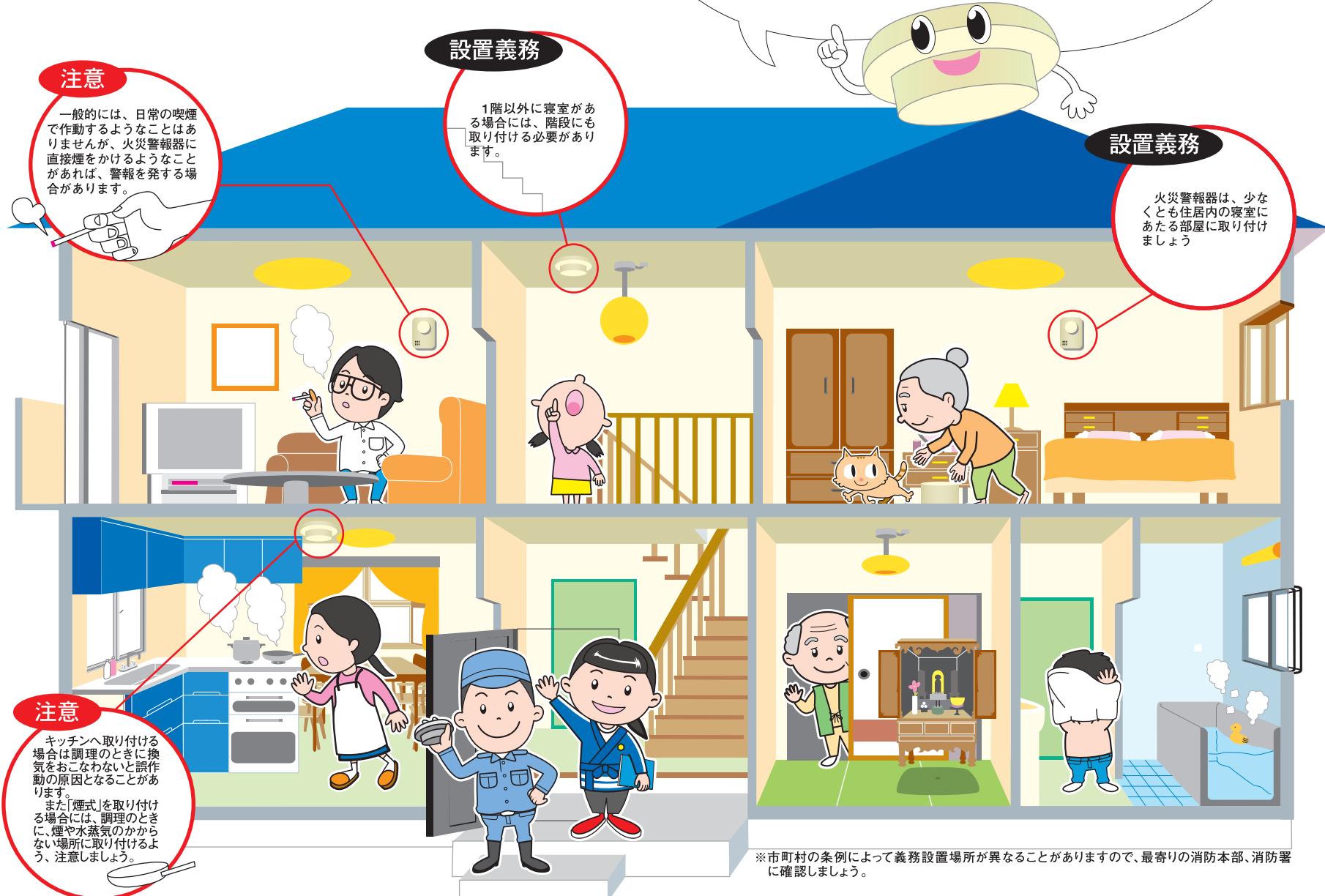
一般的には、日常の喫煙で作動するようなことはありませんが、火災警報器に直接煙をかけるようなことがあれば、警報を発する場合があります。

設置義務

1階以外に寝室がある場合には、階段にも取り付ける必要があります。

設置義務

火災警報器は、少なくとも住居内の寝室にあたる部屋に取り付けましょう



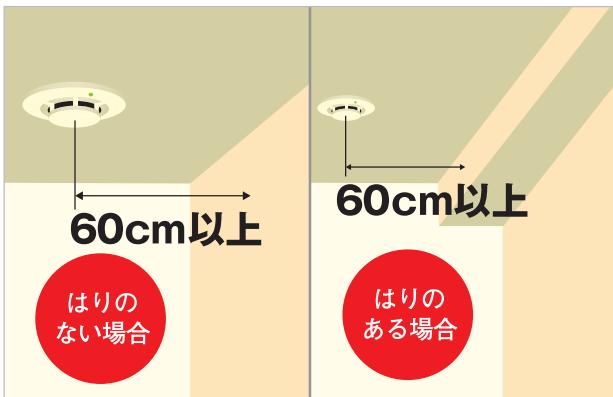
※市町村の条例によって義務設置場所が異なることがありますので、最寄りの消防本部、消防署に確認しましょう。

◎取り付け方は？

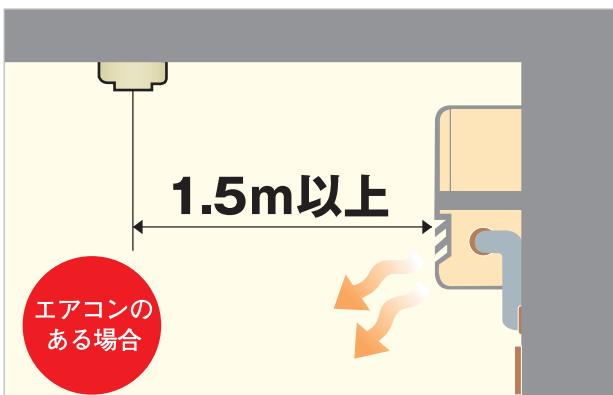
火災警報器は、天井や壁に取り付けることができます。
詳しくは取扱店へ相談したり、取扱説明書をよく読んで、正しい位置に取り付けましょう。特に以下の点に注意してください。

《火災警報器の取り付け方（例）》

天井へつけるときは、ここに注意。

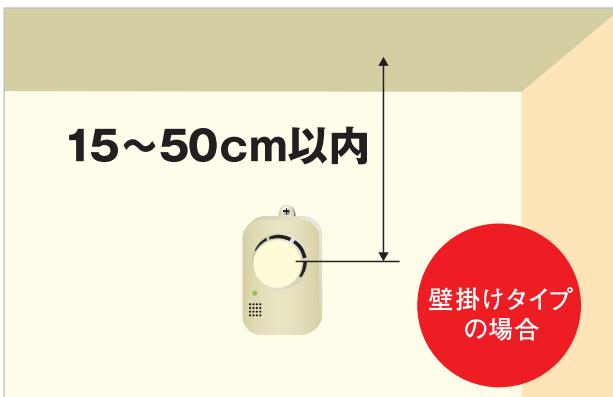


注意：火災警報器の中心(感知部)を壁から60cm以上離して取り付けます。天井にはりがある場合には、火災警報器の中心から60cm以上離します。



注意：エアコンや換気扇の吹き出し口付近では、1.5m以上離しましょう。

壁の取り付けはここがポイント。



注意：天井から15~50cm以内に火災警報器の中心(感知部)がくるようにします。

◎お手入れは？

火災警報器はいざというときに効果を発揮するのですが、長く取り付けていれば、家電用品と同じように故障したり、交換が必要になります。実際に火災がおきた時に、きちんと警報されるよう、つぎのようなことに注意してお手入れをすることをおすすめします。

火災警報器のお手入れ3つのポイント

1 乾電池タイプは交換を忘れずに。

乾電池タイプの火災警報器は、電池の交換が必要です。定期的な作動点検のときに「電池切れかな？」と思ったら、早めに交換することをおすすめします。また電池が切れそうになったら、音やランプで交換時期を知らせてくれます。

2 おおむね10年をめどに、機器の交換が必要です。

火災警報器の交換は、機器に交換時期を明記したシールが貼ってあるか「ピー」という音などで交換時期を知らせます。そのめどがおおむね10年です。

詳しくは購入時の取り扱い説明書を確認してください。



3 定期的に作動するか点検しましょう。

定期的（1ヶ月に1度が目安です。）に、火災警報器が鳴るかどうか、テストしてみましょう。また長期に家を留守にしたときにも、火災警報器が正常に動くかテストしましょう。

点検方法は、本体の引きひもを引くものや、ボタンを押して点検できるもの等、機種によって異なりますから、購入時に点検方法を確認しておきましょう。



◎ どこで買えばいいの？

火災警報器は、消火器などとともにホームセンターなどでも取り扱っています。

なお、火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があります。火災警報器購入の目安としてつぎのような**NSマーク**が付いているものを選びましょう。



そのほか火災警報器取扱店などに関しては、最寄りの消防署や、住宅用火災警報器相談室（0120-565-911）へご相談くださいか、つぎのホームページでご確認ください。

住宅防火対策推進協議会 **取扱店が載っています。**
URL <http://www.jubo.go.jp/index2.html>

財団法人 日本防火協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16日本消防会館5階
TEL 03(3591)7121／FAX 03(3591)7130
URL <http://www.n-bouka.or.jp/>